

使用料等を滞納したら…

水道事業、下水道事業、農業集落排水および漁業集落排水事業は、主に皆さまからいただいた使用料で運営され、下水道や集落排水は、利用できる地域に限られるため、利用者から受益者分担金をいただき、整備事業費の一部に充てています。

使用料や受益者分担金の滞納は、各事業の経営を圧迫し、料金の値上げなど住民生活に大きな負担を強いることになりかねません。

また、納期限内にきちんと料金を納めていただいている大多数の利用者との公平性を欠くことにもなります。

このため、滞納者に対しては督促や納入相談を行い、納入のない場合には、やむをえず給水停止や財産の差し押さえをすることになります。

なお、納期限内に納付することが困難な場合や、滞納分の納付方法については、下記へご相談ください。



閉栓キャップによる給水停止

平成 28 年度

給水停止予告通知	40件
給水停止通知	23件
給水停止執行	18件

■問い合わせ

- 水道課管理班 ☎ (79) 1011 (水道使用料、下水道、農業・漁業集落排水使用料)
 下水道課下水道班 ☎ (79) 1014 (下水道、農業集落排水分担金)
 税務課徴収対策班 ☎ (74) 1031 (平成 28 年度以前の滞納がある場合)

みかんちゃんの

ごみの出し方講座

「可燃ごみ」

周防大島町で扱う「可燃ごみ」は紙類や木・草、生ごみ、薄いビニール製品などの「燃やせるごみ」が対象になるよ。プラスチックは燃えるけど、周防大島町では「燃やせるごみ」ではないよ。プラスチックやビニール類は、そのまま燃やすとダイオキシンなどの有害物質が発生するからだよ。

周防大島町清掃センターでは、収集した可燃ごみを 850～950℃の高温で燃やしているから、ダイオキシンなどの有害物質は発生しにくいんだ。だから、周防大島町では、薄いビニール類なんかは「可燃ごみ」に分別するよ。

また、「可燃ごみ」は 50 cm 未満の大きさでないと周防大島町清掃センターの焼却炉の投入口に入らないよ。だから、剪定枝などの硬いものを出すときは、必ず直径 10 cm 未満の太さ、50 cm 未満の長さに切って、ひもで縛って束ね、名前を書いた町指定ごみ袋（大）を結び付けて出してね。

周防大島の美しい環境を守るため、子どもたちの未来と健康を守るため、ごみ出しのルールをきちんと守ろうね。



「みかんちゃん」は、周防大島町の 3 R 推進マスコットキャラクターです。

今回のポイント！

- 「可燃ごみ」は紙類、草木、生ごみ、薄いビニールなどの「燃やせるごみ」。
- 剪定枝などの硬いものは、直径 10 cm 未満の太さ、50 cm 未満の長さに切り、ひもで縛って束ね、名前を書いた町指定ごみ袋（大）を結び付けて出すこと。

■問い合わせ 生活衛生課 ☎ 0820 (79) 1012